

議案第58号

養父市下水道条例及び養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市下水道条例及び養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市下水道条例及び養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

(養父市下水道条例の一部改正)

第1条 養父市下水道条例(平成16年養父市条例第253号)の一部を次のように改正する。

別表米地浄化センターの項処理区域の欄を次のように改める。

養父市場・奥米地・中米地・鉄屋米地・口米地・大塚の各一部

(養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例の一部改正)

第2条 養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例(平成16年養父市条例第254号)の一部を次のように改正する。

別表1 農業集落排水処理施設の部奥米地浄化センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号 養父市下水道条例及び養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市下水道条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	主たる施設の位置	処理区域	名称	主たる施設の位置	処理区域
八鹿浄化センター	養父市八鹿町八鹿120番地1	八鹿町八鹿・八鹿町上小田・八鹿町下網場・八鹿町上綱場・八鹿町九鹿・八鹿町国木・八鹿町小山・八鹿町朝倉・八鹿町米里・八鹿町小佐・八鹿町石原・藪崎の各一部	八鹿浄化センター	養父市八鹿町八鹿120番地1	八鹿町八鹿・八鹿町上小田・八鹿町下網場・八鹿町上綱場・八鹿町九鹿・八鹿町国木・八鹿町小山・八鹿町朝倉・八鹿町米里・八鹿町小佐・八鹿町石原・藪崎の各一部
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
米地浄化センター	養父市養父市場1250番地1	養父市場・中米地・鉄屋米地・ <u>口米地・大塚の各一部</u>	米地浄化センター	養父市養父市場1250番地1	養父市場・奥米地・中米地・鉄屋米地・ <u>口米地・大塚の各一部</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊次浄化センター	養父市梨ヶ原285番地	大久保・福定・奈良尾・丹戸・梨ヶ原の各一部	熊次浄化センター	養父市梨ヶ原285番地	大久保・福定・奈良尾・丹戸・梨ヶ原の各一部

第2条 養父市農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラント施設の設置及び管理条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 農業集落排水処理施設			1 農業集落排水処理施設		
名称	主たる施設の位置	処理区域	名称	主たる施設の位置	処理区域
伊佐浄化センター	養父市八鹿町宿南2679番地2	八鹿町伊佐・八鹿町浅間・八鹿町宿南の各一部	伊佐浄化センター	養父市八鹿町宿南2679番地2	八鹿町伊佐・八鹿町浅間・八鹿町宿南の各一部
////// (略)	////// (略)	////// (略)	////// (略)	////// (略)	////// (略)
坂本・大江浄化センター	養父市八鹿町坂本2番地2	八鹿町坂本・八鹿町大江の各一部	坂本・大江浄化センター	養父市八鹿町坂本2番地2	八鹿町坂本・八鹿町大江の各一部
奥米地浄化センター	養父市奥米地55番地2	奥米地の一部	奥米地浄化センター	養父市奥米地55番地2	奥米地の一部
大藪浄化センター	養父市大藪262番地4	大藪の一部	大藪浄化センター	養父市大藪262番地4	大藪の一部
////// (略)	////// (略)	////// (略)	////// (略)	////// (略)	////// (略)
関宮西部浄化センター	養父市出合95番地	川原場・小路頃・出合・安井・鵜縄・外野・草出の各一部	関宮西部浄化センター	養父市出合95番地	川原場・小路頃・出合・安井・鵜縄・外野・草出の各一部